

委員会で話し合う内容(主要な事項)

1. 事業場の安全や衛生についてのルール作成に関係すること
2. 安全や衛生についての計画の作成、実施、評価及び改善に関係すること
3. 安全教育や衛生教育の実施計画の作成に関係すること
4. 定期健康診断等の結果に対する対策に関係すること
5. 長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策に関係すること
6. 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること など



「一定の基準に該当する事業場」では安全委員会設置義務があります



常時使用する労働者が50名を超える全事業場で衛生委員会設置義務があります

安全委員会、衛生委員会の両方を設置しなければならないときは両方が統合した安全衛生委員会を設置しましょう！！
※一定の基準に該当する事業所かは、設置基準について調べましょう！

委員会設置目的とは？

職場での危険なこと(労働災害防止)、労働時間、職場環境、健康問題など、職場での生活をより快適にするために話し合うことが目的です。

委員の役割とは？

「職場の人がより働きやすくなるのなら」という視点で発言してみましょう。
「あなたの意見」だけでなく「職場にある意見」「従業員の考え」を伝えてみましょう。

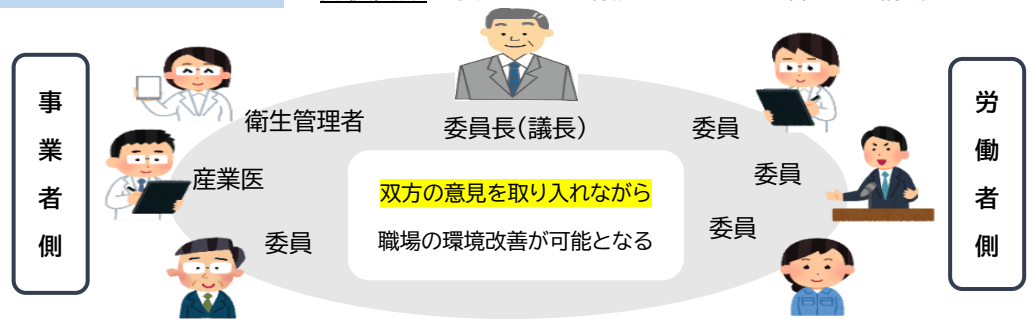
開催頻度、開催時期、議事録について

委員会の開催は月1回以上 法令で定められています！
月の中で委員の多くが出席しやすい時期を相談しておきましょう。
議事録の作成 労働者への周知 議事録は3年間保管



委員会構成員とは？

労使同数で最少人数でも議長を加え5~7名ほどで構成



- 委員長(議長) → 人事部長、支店長、工場長など総括安全衛生管理者
- 事業者側委員 → 安全(衛生)管理者、人事担当者、産業医などから事業所が指名
- 労働者側委員 → 労働組合などが推薦する者から事業所は指名しなければならない

活性化のポイント

1. 事業所に合った安全衛生に関する目標を作成してみましょう！
〈例〉定期健康診断受診率100%、毎月安全衛生教育を実施する など
 2. 課題の現状把握とその改善について意識しましょう！
〈例〉昨年の労働災害の件数、労働災害対策、リスクアセスメントの実施状況など
 3. 現状の課題を改善するために計画を立てて、計画に沿って継続できるように年間計画を立てましょう！
〈例〉
1月~3月 定期健康診断の実施期間に従業員に掲示板を使用し周知する
4月~6月 定期健康診断の受診状況を確認する
7月~9月 定期健康診断未受診者の勤務調整し、受診するよう本人に伝える
10月~12月 定期健康診断のみでなく二次健診受診率も0%に改善 など
- その他 メンタルヘルス対策、高ストレス者の面談指導を適切に行えているか長時間労働の抑制措置がとられているか確認してみましょう！！！！

限られた時間で委員会を効果的・効率的に開催し労働者が明るく元気に働くことができる職場づくりをしましょう！



参考・引用文献:厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「安全衛生委員会を設置しましょう」
独立行政法人 労働者健康安全機構「衛生委員会活性テキスト」